

令和7年東郷町教育委員会1月定例会	
日時	令和7年1月27日(月) 午後1時30分 開会 午後2時01分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	委 員 高坂 智子
説明のため出席した職員 の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 生涯学習課担当課長 成田 敏弘 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹邦一
会議録署名委員	中根教育長 山田委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 1月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第1号 東郷町心の教室相談員設置要綱の一部改正について(学校教育課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 1 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と山田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、1 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と山田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>1 月 10 日の校長会では、年始の挨拶をし、3 学期に入り 中学校は高校受験が始まりますが、インフルエンザなど感染症が流行していますので、特に 3 年生は体調を崩すことがないように手洗い、咳エチケットなど基本的な感染防止対策の指導をお願いしました。</p> <p>また、先生方も体調管理に十分気を付けるよう伝えました。</p> <p>次に、愛知県における 12 月の教員の不祥事関係での懲戒処分は、3 件。窃盗 2 件・個人情報の紛失 1 件で、窃盗は停職 6 か月、個人情報の紛失は戒告でした。管理監督責任として、校長は厳重注意とされています。先生方に適切な指導をするようお願いしました。</p> <p>最後に、1 月 12 日（日）午後 1 時 30 分から東郷町成人式が開催されます。新成人の小中学校当時の先生方にもご出席いただきますので、ご承知おきくださいと伝えました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>以上で 教育長からの報告を終わります。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>1 月校長会の報告をいたします。</p> <p>(1) 冬休み中、各校の児童生徒は特に大きな事故やけがもなく過ごすことができました。また、スクールソーシャルワーカーによる冬休み電話相談を 3 日間行いましたが、期間中に児童生徒からの相談は 1 件もありませんでした。</p> <p>(2) 1 2 月にかけて増加していた、小中学校におけるインフルエンザウィルス感染者数は、1 月現在、減少傾向にあります。各学校にて、引き続き、適切な感染症対策をしながら、日々の教育活動に取り組んでいきます。</p> <p>(3) 3 学期は、一年間のまとめの学期として、各小学校にて、様々な学習活</p>

	<p>動の場を設けています。</p> <p>それぞれの小学校の6年生が中学校を知る会、中学校体験活動に出かけました。春木台小学校は冬の体力作りで駆け足運動を行っています。</p> <p>高嶺小学校は、学校教育課職員を招いた子ども会議を行いました。</p> <p>(4) 東郷中・春木中・諸輪中の3中学校では、1月上旬に実力テストを行い、1月中旬には、私立高校の入試に臨みました。2月には、公立高校の入試も控えています。3中学校では、全ての生徒が自ら希望する進学先へ進むことができるように、学習のまとめをするとともに、進路相談や面接練習を継続して進めています。</p> <p>(5) 教職員の12月の在校時間については、80時間超が、小学校・中学校ともに0名でした。11月と12月で在校時間の45時間超の人数で比べても、小学校で11月は31名、12月は10名、中学校では、11月は28名、12月は11名で減りました。</p> <p>これは、12月には、大きな行事がなかったことと、部活動の活動時間が、12月に入って、さらに短くなったことが挙げられます。3学期も引き続き、在校時間記録をもとに、教員の健康管理に気を付けていきます。</p> <p>1月の報告は、以上です。</p>
学校教育課長	<p>「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。</p> <p>資料は1ページになります。</p> <p>令和6年12月25日から令和7年1月22日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理した案件は、資料のとおり1件です。</p> <p>事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
学校教育課長	<p>「第4 報告事項 (3) 要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。</p> <p>資料は5ページになります。</p> <p>令和6年12月19日から令和7年1月21日までに申請があり、認定した6件と取り消し1件、前回報告の216件と合わせて、合計221件となりました。</p> <p>新規認定6件は、新規の認定の方になります。</p> <p>今回取消しの1件は、転出の方になります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>後援名義の使用許可が学校教育課から出ているのですが、今まであまり注意してなかったのですが、対象が大人だったとすると、何か生涯学習課の管轄かなとか、そういうふうに思ったのですが。</p>
学校教育課長	<p>対象が子どもに関係していない行事も、例えば老人の麻雀大会など、後援の事業は教育委員会の庶務の範囲になります。</p>

委員	<p>わかりました。</p> <p>併せて、要保護・準要保護児童生徒数について、毎回ご報告いただいているのですが、こういった認定をされているご世帯は、町としては文房具だとかそういった金銭的な費用を支援するということだと思うのですが、実際お子さんが学校で学ぶにあたって、少しい方が悪いですが、成績が悪いとかいうことはないのですか。成績が悪いのであれば、そこに何か手厚くしてもいいのかなと思うのですが、いかがですか。</p>
学校教育課長	<p>要保護などの制度では、給食費だとか昔の名目で言うと運動靴の費用だとか、ノートといった費用を国が積算しており、その金額に応じて支払われています。学力については、例えば支援を受けている世帯のお子さんの学力がどのくらいという数値は持ち合わせていません。要保護などの支援の有無にかかわらず、学力が足りないということであれば、学校においてお子さんに応じたご対応をいただいています。</p>
委員	<p>成績に関する数字的なデータは学校で把握されていると。実際に要保護で足りない人に対して何か具体的な対応というのはされているかはわかりますか。</p>
学校教育課長	<p>個別にとというのは教育委員会として特別にそこを取り出して把握することはありません。必要な教育については、学校教育課程に基づいて措置されておりますし、先生方の努力の中で、例えば授業についていけない生徒にご対応いただいています。学校毎に体制も対象者も異なるので、一律ということはないと思います。</p>
委員	<p>それは、教育委員会では把握する必要はないですか。</p>
学校教育課長	<p>学力が低い子と、支援が必要な子との関係性を把握する必要があるかということでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>そういった調査をすることの是非ということもあると思う。調査を行う時は、目的を説明して調査しなければならないのですが、「支援を受ける子どもたちと、そうでない子どもたちの学力の差を調査する」ということは、やるべきことなのかという判断になると思います。</p> <p>それよりも、このような子どもたちは、生活面や日常面において家庭の生活というところでの問題を抱える方もたくさんいらっしゃるので、教育委員会としてはスクールソーシャルワーカーさんを中心に面談などを行いながら、学校や社会福祉協議会や児童相談所に繋げたりしながら、まずは学校に通って、少なくとも給食を食べて過ごしていくことをやっていただいています。</p> <p>学力に特化してという点は、必要がないというわけではありませんが、基本的には学校の中で学力を把握されていて、そこで対応していただいているということです。</p>
教育長	<p>学校は準要保護、普通の人と分け隔てなく平等に接する場所なので、特段こちらのリストで援助を受けている子たちをピックアップして何かをするということはありません。義務教育ですので、仮に富裕層の家族でも勉強ができない</p>

	ということであれば、皆同じように対応するのが基本です。
委員	生活面で経済的な理由があって、それが学校生活に支障を及ぼしているということがわかっていればちゃんとスクールソーシャルワーカーさん達に入っただいて、抑止に繋がったり、必要に応じて親に相談されたりという取り組みがされていることを聞いて安心しました。学力面もそうですが、教育長がおっしゃられたみたいに、全員が同じ状態でやっていただかなければならないので、それができているのであればいいですね。学校にちゃんと来て、みんなと一緒に勉強ができるという状態がやはりキープできなければいけないわけですね。
委員	もう一つ質問ですが、ソーシャルワーカーさんに相談するのは、先生が促して相談するのでしょうか。
学校教育課長	そういうケースが一般的です。先ほど報告にもありましたが、例えば冬休みの期間でこの電話に連絡すると相談できるというような直接子どもからの相談を受ける機会もあります。この冬休み中はなかったということでしたが。
委員	長期休みの場合、例えば夏休みや冬休み春休みですが、先ほど課長が言われたように、社会福祉協議会において教職OBの方が相談を受けています。特に高校入試を控える時は何かと相談を受けることがあるようです。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案1号 東郷町心の教室相談員設置要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第1号について説明させていただきます。 資料6ページをお開きください。 議案第1号 東郷町心の教室相談員設置要綱の一部改正について 東郷町心の教室相談員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めることとする。 この案を提出するのは、心の教室相談員の相談業務1時間当たりの謝礼を改正する必要があるからである。 資料8ページ議案の概要をお願いします。 1 改正理由は、社会情勢を鑑み、心の教室相談員の時間単価を見直す必要があるため。 2 改正内容は、心の教室相談員の相談業務1時間当たりの謝礼を、1,000円から1,200円に改めること。 3 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第1号について審議をお願いします。
委員	社会情勢を鑑みというのは、今の物価高や賃金を上げるだとかということですね。

学校教育課長	<p>心の教室相談員は、元々時給800円という時代に制度が始まっており、その時特殊な業務なので、手厚くしてという形で少し高い単価1,000円で導入されました。現在は逆転してしまって、最低賃金よりも低いくらいになっています。労務ではないので、そのまま来てしまっているということです。</p> <p>労務ではないのでそこは違反という形ではないのですが、ただ実際一時間当たりの適正性を考えた時、最低賃金よりも少し上の方が適正ではないかと考えまして、今回上げさせていただいています。</p>
委員	<p>最低賃金が1,070円、1,080円と1,100円に近いですね。こういう仕事をされる方は教員経験者や専門性の高い方となるかと思いますが、プラスの幅がもう少し上ではどうかという議論はなかったのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>実際に相談に乗ってくれるのは、大学生の方が多いです。学校へはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーという資格を持った方も相談業務に行っていますが、この制度の趣旨は、そのような方々よりもより相談しやすいお兄さんやお姉さんのような年が近い方を学校に直接配置して、相談ができるということにあります。</p>
委員	<p>学校には何名ずつ配置されているのですか。</p>
学校教育課長	<p>学校によって若干異なりますが、中学校で2名、小学校で1名や設置できていない学校もある。来られる日にちも毎週来られたり週に何回かというパターンもありますが、そういった中で少しでも拾い上げられないかということで設置している。大学生は他の人と比べることもあるというところで、今の最低賃金より少しいかなと思える程度で、またその教育現場で働くにはちょっとそういうことを経験してみたいというところも鑑みての金額です。</p> <p>制度は必要があれば来年以降また見直していく。</p>
委員	<p>アルバイトというと変ですが、大学生だとかプロではない方にそういう仕事をやらせてもらおうということになると、その人の大学で習ってる学科や相談の力量みたいなものっていう、値段の話ではなく力量の話で、きちんとそういう基準とかあるのですか。</p>
学校教育課長	<p>力量については、なかなかそこまで測れないっていうことで面談はいたしません。ただ、そこで相談スキルとかっていうのはむしろこれからそういったお仕事をうちのスクールソーシャルワーカーとして、いずれやっていただくとかそういうことが出てくるかもしれないですけども、できる中で子どもたちの相談にのるという経験をしていただくというような制度だと思っています。</p> <p>どうしても時間は拘束されるので、アルバイト代と比較などはして今回上げさせていただきたいという議案です。</p>
委員	<p>上がるのはいいことだと思う。交通費込みで、最低賃金に近いところだけど、学生でいいという相談レベルということなのですね。</p>
委員	<p>その子から細かい話を聞いて、ソーシャルワーカーだったりスクールカウンセラーだったり担任の先生だったり、より専門性の高いところへ繋げていただいて相談できるという体制といえばそうですね。</p>

学校教育課長	もちろん全員そのような専門の方が幅広く、常に置いていければいいんですが、なかなかそこまでできない部分もありますので、そういった部分では、子どもたちと年齢が近くて若いというところで、良い面もあるのかなというの思います。
委員	この値段では全然やってくれる人いないからってということはないですよ。
学校教育課長	そうですね、値段を気にはされるのでしょうかけれど、一方でこういうことの経験というものも多分理解されて、やってみたいと思われる方がやってくさっている。現状低いので、という方もある程度いらっしゃるのだろうなと思います。どうしても比較すれば、バイト代とも比較はされることもあるだろうと思うので、そこはある程度引き上げたい。
委員	やりたいなと思った人がやってくさると感じるんですね。安心しました。 本当に教育を経験された方が相談を受けるということであれば、1,100円安いんじゃないのというところを私は思っていました。でも将来そういった方向に進むという学生さんであれば、どちらかというお願いよりも、こういう経験を積みたいとそういう希望がある人なのであれば、いいですね。 相談って、ただでさえちょっと若い人のコミュニケーション力はどうかと思ってるところに、若い人をバツと入れて大丈夫かなと思ったのですが、そういう志もある人ならば、はい。わかりました。ご説明ありがとうございました。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第1号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第1号については、原案のとおり可決します。 つづきまして日程第6 各課からの連絡となります。 連絡事項のある課は、挙手をお願いします。
教育長	連絡等ないようですので、日程第6は終了いたします。
教育長	1月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。

午後2時1分閉会